

政策調整会議の概要

開催日 令和7年1月9日（木）

◎項目

1 価格転嫁の促進等の県が推進する施策に対するインセンティブの設定について

◎内容

1 価格転嫁の促進等の県が推進する施策に対するインセンティブの設定について

【商工労働部】

○商工政策課長

企業間取引の適正化等による価格転嫁の円滑化のため、国は、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言する「パートナーシップ構築宣言」制度を設けている。

自社の取引方針とは、例えば、「年に1回以上は受注者と価格交渉を行う」、「適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行わない」といった内容で、これらに関する宣言を行うもの。

令和2年からポータルサイトで運用が開始され、現在は全国で約5万8000社が宣言している。

宣言にあたっては、規模や法人の種類による制限はなく、個人事業主、医療法人、社会福祉法人、組合、NPO等の団体も宣言登録が可能であり、全国では個人農家が個人名で登録している例もある。

商工労働部の取り組みとしては、令和5年12月に、商工会連合会など14の機関・団体と共同宣言を実施。併せて、商工労働部長からは、各種団体の会合や総会等の場でパートナーシップ構築宣言の紹介も行っている。

これらの活動の目的は、より早期に円滑な価格転嫁を実現して、県内企業の賃上げ原資の確保につなげることと、社会全体で価格転嫁・値上げを受け入れる気運醸成を図ることにある。現時点の県内の宣言数は283社である。

今年度、商工労働部では「ものづくり省力化設備投資支援事業費補助金」、「事業戦略等推進事業費補助金」、「戦略的製品開発推進事業費補助金」の3つの補助事業で宣言登録企業への加点措置を実施している。

来年度は、加点措置を行う補助事業の拡充を検討しており、また、要件化も検討しているところ。

さらなる宣言数増加に向けて、各部局には、補助事業の審査における宣言登録企業への加点措置の検討、プロポーザル方式の委託業務の審査における登録企業への加点措置の検討、業界団体との会議や企業訪問時における制度の周知の3点をお願いしたい。

○副知事

本年1月から職員の服装について軽装化が始まっている。幹部職員が軽装化に取り組みれば部下職員も取り組みやすいと思うので、率先して行っていただきたい。